平成 21 年 4 月 21 日

厚生労働省保険局 局長 水田 邦雄 殿

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の 改正案について

規制改革会議議長草刈隆郎

本年4月以降、 400 床未満の病院でレセプト電子請求を行っているもの、 レセプトコンピュータを使用している薬局については、レセプトのオンライン請求が貴省省令によって義務化されたところ。しかし、現時点で義務化期限に対応できない薬局・病院が存在することから、経過措置を設ける掲題の省令改正案について、下記のとおり質問申し上げますので、文書でご回答いただきたくお願い申し上げます。なお、ご多忙中恐縮ですが、本件ご回答については、4月27日(月)までにお願いしたいと存じます。

記

- 1.平成18年4月10日に発出された標記省令において、レセプトのオンライン請求の順次義務化が規定されて以降、十分な準備期間があったにもかかわらず、また、貴省及び当会議の折衝において、当会議からの再三にわたる『省令によって義務化されたものに、万一にも間に合わない等の例外事態が生ずることはないか』との質問に対し『省令で定めたものであるから必ず実行させる。例外はあり得ない』との貴省回答があったにもかかわらず、結果的に当会議が懸念した通り、義務化の準備が間に合わない薬局、病院が一定数存在していることが、義務化実施直前になって判明したことは誠に遺憾である。仮に、電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じることが必要であるとしても、個別の事情にかかわらず、義務化に対応できないすべての薬局・病院に対して経過措置を認める必要はないと考える。 かかる事態を招いたことについての貴省責任について、及び、 現行の省令の規定が遵守されていなかったにもかかわらず、当事者への罰則もなく、改正省令で猶予期間を一律に設けるという、過去にあまり例をみない行政措置について、 それぞれ貴省の見解如何。
- 2.義務化期限に対応できない薬局・病院、すべてに対し、その理由如何を問わずに、 電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を一律に講じることがなぜ必要なのか。

貴省の見解如何。

- 3. 義務化期限に間に合うよう適切に対応した薬局・病院が存在する一方で、対応できなかった薬局・病院に対して、上述の電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じることは、著しく均衡を欠くことになるとともに、今後、省令を軽視する風潮を生じさせかねないと懸念するところ。適切に対応した薬局・病院と、対応しなかった薬局・病院とで、何らかの差異を設けるべきと考えるが、貴省の見解如何。
- 4.仮に、電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じる場合、経過措置による 請求を行った薬局・病院については、省令を遵守していなかった当事者であることか ら、該当する機関の名称を公表することが妥当と考えるし、又、今後のオンライン請 求の促進に有効と考えるが、貴省の見解如何。
- 5.仮に、電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じる場合、その猶予期間に、 今回対応できなかった薬局・病院に対して、貴省としてどのような指導監督を行って いくのか、省令改正をする以上、既に具体案があると考えるが、それを、でき得る限 り詳細にお示し願いたい。
- 6.仮に、電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じ、経過措置の期間終了後になおオンライン請求に対応できない薬局・病院が存在する場合、どのような対応をとるのか。失礼ながら、また改めて今回のような経過措置で対応でもするのかと深い懸念を持っている。貴省の見解如何。
- 7.電磁媒体又は紙による請求を認める経過措置を講じる省令改正をする場合、省令改正案に対するパブリックコメントの結果公表にあたっては、寄せられた意見等の内容やその分布状況等について、省令発出と同時かその前に、可能な限り情報公開をすべきと考えるが、貴省の見解如何。
- 8. 平成 22 年4月には、レセプトコンピュータを使用している病院・診療所のオンライン請求が義務化されるが、今回と同様の状況に陥ることが懸念される。平成 22 年4月に義務化の対象となる病院・診療所が、確実に義務化期限に対応できるようどのような対策を講じるのか。貴省の見解如何。

以上